

令和5年度 第1回文化財保護審議会 会議録

- 1 日 時 令和5年7月7日（金） 13:25～15:30
- 2 場 所 名取市教育委員会 会議室4（仙台法務局名取出張所）
- 3 出席者 委 員 6名
（今野むつ子・恵美昌之・沼倉啓喜・笠原信男・板橋正春・相模誓雄）
欠 席 4名（藤澤敦・永田英明・松本真奈美・門脇佳代子）
事務局 6名（瀧澤教育長・齋藤部長・中島課長・浅見補佐・鶴崎係長・鈴木主事）

4 概 要

事 務 局

定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたのではじめさせていただきます。

まず、資料の確認をいたします。次第、委員名簿、協議第1号の資料、協議第2号の資料、協議第3号の資料です。

会議に先立ちまして委嘱状交付式を行います。今年5月末日の任期満了に伴い、6月1日付けをもって皆様をお願い申し上げているものであります。

本来は、お一人お一人にお渡しすべきところでございますが、本日は、代表受領の形を取らせていただきます。お手元にお配りしております、名取市文化財保護審議会委員名簿の順にお名前をお呼びしますので、その場にご起立をお願いいたします。

「今野むつ子様、恵美昌之様・・・・（以下、8名を読み上げる）」。

それでは、委員を代表いたしまして恵美昌之様に委嘱状の交付を行います。恵美様、教育長の前へお進みください。

（委嘱状交付）

ご着席願います。なお、皆様の委嘱状につきましては、お手元にお配りさせていただきますので、ご確認下さい。以上で、委嘱状の交付を終了いたします。

事 務 局

会議の前に、当審議会につきましては「名取市審議会等の会議の公開に関する要綱」により会議を公開することとなっておりますので、ご了承願います。

ただ今から、令和5年度 第1回名取市文化財保護審議会を開催いたします。はじめに、瀧澤教育長よりご挨拶いただきます。

瀧澤教育長

本日は、暑い中、またお忙しい中、会議にご出席いただきありがとうございます。また、皆様には、常日頃より、本市の文化財保護行政にご協力いただきありがとうございます。

本日の審議会ですが、はじめに、改選がありましたので、この後、会長・副会長の互選をお願いしたいと考えております。また、本日はご欠席とのことですが、新たに1名の委員さんも加わっての、最初の審議会です。

本日の議題につきましては、協議事項を3件予定しております。協議第1号では、

「史跡雷神山古墳保存活用計画について」、第2号は、昨年度から協議頂いております「指定・登録文化財候補について」、それから第3号では、現在取り組んでおります市史編さん事業関係の「市指定史跡笠島廃寺跡の現状変更について」を予定しております。

委員の皆様には、それぞれの専門的なお立場から、忌憚のないご意見を頂戴できればと思いますので、本日はどうぞよろしくお願い致します。

事務局

ここで、今回、審議会委員に再任されました皆様の他、新たに1名、門脇佳代子委員さんが委嘱されておりますが、本日は「ご欠席」のご連絡を頂いておりますので、事務局から、門脇委員さんについて簡単にご紹介させていただきます。

門脇委員さんは、現在、東北福祉大学 教育学部 准教授として勤務されており、美術史がご専門です。中世の仏像等、主に仏教美術に関わる分野や、文化財科学・博物館学等に関する調査・研究活動などでご活躍されています。次回ご出席された際には、改めて皆様へご紹介させていただきますので、よろしくお願いします。

続きまして、事務局職員の方も4月の人事異動で教育部長が変わっておりますので、皆様へ紹介させていただきます。齋藤正光 教育部長です。

(部長あいさつ)

事務局

それでは、会議に移りたいと思いますが、当審議会につきましては「名取市審議会等の会議の公開に関する要綱」により会議を公開することとなっておりますので、ご了解願います。

それでは、会長・副会長の互選に入りたいと思います。互選にあたり仮議長を瀧澤教育長にお願いします。

仮議長

それでは会長・副会長が決まるまで、仮議長を務めさせていただきます。

まず、会長の互選ですが、いかがいたしましょうか。おはかりいたします。

板橋委員

事務局案はありますか。

仮議長

ただいま事務局案という意見がありましたが、会長・副会長あわせて事務局案をお聞かせください。

事務局

事務局案としては、会長は前回に引き続き恵美委員さん、副会長は一番長い年数勤めていただいております、地元の方でもある今野委員さんをお願いできればと思い、ご提案申し上げます。

仮議長

皆さんいかがでしょうか。

一同

意義ありません。

仮 議 長

では、会長は恵美委員さん、副会長は今野委員さんに決まりましたので、よろしくお願いします。

事 務 局

教育長さん、ありがとうございました。お席の方へお戻り下さい。

それでは選任いただきました恵美会長さんから、ごあいさつをいただきます。

恵 美 会 長

委員の先生方にはまた会長継続という格好になりますが、ひとつよろしくお願いいたします。審議会では取り扱う文化財について、私なりの感想を述べさせていただいたのですが、私が名取に来たあたりでは、まだ各市町村に文化財保護条例が位置づけされたばかりで、ほとんど専門の職員もおらず、県指定・国指定の維持管理で精いっぱいという状況からスタートしました。今は文化財保護行政と、それに付属する博物館なり資料館なり行政の二本立てで進展しているわけで、さらには文化財の扱いが、指定文化財だけではなく、未指定も含めて、さらには史跡等の保存管理主体から活用に重点がシフトしたという、非常に文化財のありかたが短期間で目まぐるしく変化しているところでもあります。この審議会につきましては、名取市の文化財保護行政に何かしらお役に立てるよう努力し、委員の皆様の知恵をお貸し頂いて展開したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。簡単ですが、挨拶にかえさせていただきます。

事 務 局

会長さん ありがとうございました。

それでは、本日の会議に入ります。名取市文化財保護に関する条例第3条の5の規定によりまして審議会の会議は会長がその議長にあたることになっておりますので、議長を恵美会長にお願いします。

議 長

それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきます。

まず初めに、今回の会議録署名委員の指名をいたします。相模委員及び今野委員にお願いいたします。

本日の会議の進め方ですが、協議事項が3件ありますので、事務局から協議事項について説明を受けた後に、質疑を受けたいと思います。

それでは、事務局から協議第1号について説明をお願いします。

事 務 局

.....(協議第1号について内容説明)

議 長

ありがとうございます。計画としては素晴らしい内容だと思います。ただ、これについて、水を差すような形になりますが、少しだけ説明させていただきますと、雷神山古墳の第一期七ヶ年整備計画で、4つほど課題を残してしまったところがあります。一つ目は、当時とすれば、単なる草刈りなどの維持管理だけではもったいないので、主体部などの墳丘部の発掘はしていないが、古墳の周りだけでも整備して活用できる状態で維持管理させてもらえないかと文化庁に話したことがあります。二つ目として、主体部を

どうするかという問題があります。主体部は、後円部の墳丘だけではなく前方部にもありそうで、あとはくびれ部の調査も検討する必要があります。三つ目は、前方部にある植松部落の共同墓地についてです。墓地については指定区域に含めるが、用地買収はしないという形で当時は進行していました。そのため、墓地についてうやむやになった点があります。古墳の周りがきれいになったため、地元の方は動きたくないという考えを持つ方が多く、文化庁としては墓地の移転費用は全部出すからと言われており、そうでないと、古墳全体の整備に支障があると言われながら今日に至っています。四つ目が、資料の3Pにあった赤い区域 58,000 平米に隣接する周辺の一部について、保全区域を検討しなければならないところがありました。この4つの課題を残して第一期七ヶ年計画が終わっています。特に墓地の関係がなければ、この計画にすんなり入れると思いますが、墓地をどうするかということについて、ある程度の結論を出してからじゃないと保存計画にとりかかっていけないのではないかと思います。市営墓地ができたため、そちらへ移転させればという意見もありますが、関上・小塚原まで行っていられないという意見もあります。雷神山古墳の近くに代替の移転墓地区域があればとも思います。そういったところで、墓地の関係などはどのようになっているのかお聞きしたいです。

事務局

会長から4つの課題についてお伝えいただきました。墓地の問題もですが、国とも補助事業の関係で協議をしていきます。協議の中で、具体的に措置は決めていくので、計画を検討していく過程で、絶対墓地を移転させなければというのであれば、現実的に問題が出てきますが、当時とは状況が変わったり、文化庁の考えも変わったりしています。そのため、ただちにこの計画作成に影響があるかという点、そうではないと捉えています。

議長

雷神山古墳には墓地があるため、古墳本来の整備がしづらいなどの意見があり、墳丘も整備できれば望ましいですが、時間がかかります。奈良県にも現代の墓地がある例があり、現代と古代の墓の共存で良いのではないかという見方がされているところもあるので、色々な考えがありますが、東北一という取り上げられやすいものであるということもあるので、事務局としては大変だとは思いますが、これを踏まえながら計画を進めていただければと思います。

板橋委員

墓地は何世帯くらいありますか。管理しているお寺は近くにないのでしょうか。お寺に入る墓地に余裕はないのでしょうか。

事務局

正確に把握していませんが、150区画くらいあるとおもいます。

議長

当時は127区画だったのが、若干増えていると思います。1つの家の区画を分けたりしているので増えていると思われます。

事務局

第一期七ヶ年整備計画のあとお寺と話し合いもあったようで、新規でお墓は増やさ

ないよう取り決めされたが、分割などはあると思われます。長期的に墓地になっているものため、代替わりや墓の更新をしている場合もあります。当時、お寺とも取り決めがされているようだが、つながりが薄れてしまっているところもあるので、確認していかなければというところがあります。

笠原委員

県内でも、史跡指定範囲に墓地がある例がありますが、現状変更で承認を得てからやっています。雷神山古墳でも現状変更を出して承認を得てから墓地が増えているということでしょうか。第一期の工事から墓地の区画が増えているというところから、現状変更の届出を出して行政と協議して増えていると思いますが。

事務局

最近のものについては現状変更を出していると把握しています。

笠原委員

第一期七か年計画のあとに区画が増えていると言う事だが、現状変更で承認を得て増えていると言う事でいいのでしょうか。無届のものもあるのですか。

事務局

こちらで把握していないものもあると思います。

笠原委員

増えていると言う事を把握した時点で行政としては動かなければならなかったのではないのでしょうか。

事務局

具体的にいつの時点でどれが増えたのか把握していないところもあります。

笠原委員

古墳の景観と墓地については、どう共存していくかというところなどを計画で作っていかなければいけないものだと思います。

事務局

前回から 40 年も経過しているので、もう一度取り決めをして、移動するのか維持するのか決めていくなど、考え方を整理するためにも保存活用計画を新しく作っていきたいと思います。

笠原委員

主体部や墳丘部の確認を課題にしたままで、保存活用計画を作った場合、目的にある「古墳文化の特徴・魅力を生かした保存・活用を推進したい。」というところが本当にできるのかというところがあります。これらの課題について、どう対応していくか示すことが、プロセス上必要であると思います。2年間で計画を作って、令和7年から10年間の整備活用が進んでいくので、ちゃんとクリアすべきところはクリアすべきだと思います。

事務局

ありがとうございます。4つの課題については、今回の計画でも出てくることだと思います。墓地についての話し合いも必要になってきますし、委員さんにお話しいただいて反映させていきたいですし、調査をするのか後世に残すのかを検討します。ただ、こ

れらをやらなかったからといって魅力を生かせないかというところではないと思います。

笠原委員 地中のレーダー探査など色々やった中で、このように進めるということが必要だと思います。

議長 いろいろな課題は避けて通れないと思うので、事務局で計画を進める際の方向性を整理していただければと思いますのでよろしくお願いします。この他、何かありますか。

今野委員 委託業者の選定で本日入札があったとのことですが、委託業者も交えた策定委員会になるのでしょうか。

事務局 委託業者の役割はあくまで計画の支援で、メインは委員さんの意見となります。委託業者は編集やデザインなど、素案作成等の支援をしてもらうようになります。盛り込む内容の指針は国から決められているので、史跡の状況に応じた内容を盛り込むようになります。

議長 ありがとうございます。協議第1号については以上でよろしいでしょうか。では、事務局から協議第2号について説明をお願いします。

事務局 (協議第2号について内容説明)

議長 登録名称について、伝承の地とするのは悪くないと思いますが、アクセント的にインパクトを持たせるには、名取老女の墓所とすべきではないかと思います。享保5年の老女の書付で、仙台藩の肝入に調査させた内容の古文書が仙台市博物館にあり、ここには墓所と記載があります。そのため、名取老女の墓所としても間違いではなく、名取老女の伝承地、名取老女の墓所など、伝承地よりも墓所としたほうが、響きにインパクトがあると思います。どちらも悪くないと思いますが、皆さんいかがでしょう。

笠原委員 享保の時には墓所と言われていたでしょうが、今の時代に、名取市教育委員会が墓所と認定するのはいかなものかと思います。

議長 ただ墓所するのは難しいので、(伝)名取老女の墓所とすべきかとも思います。

事務局 本当に墓かどうかは確定できないので、あくまでも伝承地として、伝承というニュアンスは含めたいと思い迷いました。前回、名取老女の伝承地としたほうがすっきりするという話になったので、今回提案した名称にしています。

笠原委員 かつては墓所と言われているところに塚があったということですが、その塚がいつできたものかわかりません。現在、私は名取市内の旧家にある住内明神をまわっており、

塚の上に住内明神を置いている家があります。整備した屋敷地に、江戸時代に塚を作って祠を建て、屋敷神にしているところがあります。この地域では、死者を祀るときに塚をつくるのが中世や近世にはあり、名取老女のところにあった塚がいつ作られたかはわかりませんが、墓所という伝承があったためつくられたところはあると思います。

相模委員 「名取老女の墓所（伝承地）」とありますが、「名取老女の墓所伝承地」ではだめでしょうか。

事務局 括弧をしている事例が他にあるかといわれると具体的には分かりませんが、分かりやすいかと思い括弧をつけました。なくすのも一つの方法だと思います。

笠原委員 一つの考え方として、今は石碑を外していますが、江戸時代の文化年間の石碑にはここが墓所だとあるので、附指定で含めてしまえば、ここが墓所だと言われてきたということも分かるのではないのでしょうか。

事務局 名取市には附指定の規定がなく、種別も違うので、価値の説明には石碑の説明も含めますが、名取老女の墓所という伝承に価値があるのであって、石碑そのものはどちらかというと補足的なイメージもあるので、個別の登録は考えておらず、説明に含むようなイメージにしたいと考えています。

笠原委員 附がないのであれば、石碑も含めての問題という気がするのですが、いいかは分かりませんが（伝）という表現を使うことも考えられます。（伝）名取老女の墓所及び名取老女の墓記など。種別としては史跡として併記して。

事務局 （伝）名取老女の墓所・修名取老女墓記の石碑などとした場合、（伝）がどこまでかかるか微妙なところですし、中黒で示したとして、中黒は並列を示すので、（伝）がどこまでかかるかは人の捉え方によってしまうかと思います。（伝）名取老女の墓所と修名取老女墓記とするなどでしょうか。

笠原委員 ここで言及するのは難しいですね。

議長 名取老女の墓所（伝承地）の名称にしますか。

事務局 括弧は外したほうがいいですか。

相模委員 外したほうがいいです。

事務局 外すとする（伝）名取老女の墓所とするのがいいと思います。石碑も一緒にするかについてはどうでしょうか。

議 長	たとえば名取老女の墓所とした場合、附顕彰碑とする場合が鎌倉などにあり、特別史跡多賀城跡附多賀城廃寺跡とはまたちょっと違うが、このような使い方はあります。
笠原委員	こちらでは附指定の前例がないので、ためらいがあるということですよ。
事務局	国等には附指定の指定書があると思うが、令規上、名取市にはないので、附指定をしていいのかという問題があります。
笠原委員	県にも附指定の決まりはないですが、つけています。東北歴史博物館にある今野家住宅も附指定している。するかどうかはそこは市の内部のお話ですね。
事務局	ただ、文言として、（伝）名取老女の墓所とするのか、石碑も名称に入れるのかについてご意見をいただきたいです。
今野委員	現地には、名取老女の墓と書いてあるんですよ。
事務局	江戸時代の文化8年の段階で、それ以前の時期に名取老女の墓所と言われる場所が荒廃していたので、地元の人が整えて、記念に石碑を建てたという場所になっています。そのため、前の時期からそうなのか、石碑も動くのでわかりませんが、正確なことを言うと、享保の記録もあの場所を言っているのかは特定しているわけではありません。具体的には、「ひさけ田」と言う田んぼの道の脇に塚があつてというところが、イコール当該地になるのかわかりません。
笠原委員	あそこの場所できると確定できるのはいつの時期になるのでしょうか。
事務局	文化8年頃だとおもいます。
笠原委員	そうであれば、文化8年が重要になりますね。
事務局	石碑について、入れた方がいいのであれば入れる方向で文言を考えます。
笠原委員	入れた場合、上物の所有権と不動産の所有権が必ずしも一致しないと考えた場合、上物の所有権もこの8人が所有権をもっているということでしょうか。
事務局	基本的に相続されていないのでわかりませんが、最終的には地権者の持ち物になると思います。地元の方も管理で困っているのでは、何か言われることもないと思います。
沼倉委員	8人の法定相続人がいて、6人には寄付採納の意思があるということで、これをきつ

かけに事務手続きをすすめていただければと思いますが、残りの2名は令和5年度中に登記まですすめる見込みがあるのでしょうか。

事務局

1名からは返事がなく、1人は亡くなっているのので、改めて次の相続順の方に打診をして、問題がなければ土地利用や登録や寄付について相談し、賛同いただければ進めたいと考えています。反対などがあればまた別の話になり、意思確認等についても手続き中です。

笠原委員

今後の手続き的には、今示されている土地の寄付から進める方法と、登録の承諾をもらって、登録してから寄付をお願いするやり方もあると思います。

事務局

仮に土地の寄付が後からとなった場合、登録の申請を所有者からもらうことになり、手間が増えることになります。そのため、できれば寄付をしてもらってから進めたいと思いますが、進められないようであれば再度検討します。

笠原委員

名称等については、審議会で協議しているので、会長と事務局とで決めてもらえればと思います。

議長

事務局から提案された内容で進めると言う事でよろしいでしょうか

一同

賛同。

恵美委員

では、事務局から協議第3号について説明をお願いします。

事務局

(協議第3号について内容説明)

議長

笠島廃寺跡は、昭和41年頃に市の指定になった遺跡ですが、41年頃の指定の在り方は、名取市に文化財係もないし、条例も設置されてない頃です。条例設置を記念して、何ヶ所か市指定にしましょうと、県が推薦してくれた遺跡で、笠島廃寺跡と熊野堂横穴墓群が推薦を受けて指定になった遺跡です。かつて、東北大学の奥羽調査史料部の調査があり、昭和26・27年に、最初の調査を実施し、第二次調査をやる予定だったのが実施せずに終わり、報告書も出ていないという経緯があります。ただ、まったく出ていないわけではなく、日本考古学年報の4に加藤孝先生が図面入りで報告しています。東北史学会の雑誌には、高崎廃寺の研究ということで、加藤先生と新野先生2人で笠島廃寺跡を図面入りで解説したものがあります。こちらにも、第二次調査予定があつたが着手できずそのままになったと記載があります。当時の最初の調査では、トレンチを入れて調査したそうですが、多賀城廃寺の高崎廃寺が有名で、これの関連で笠島廃寺の調査を行うという格好になったようです。笠島廃寺は瓦の出土が少なく、文様瓦がまったくないため、高崎とは性格が違うという報告となりました。

寺跡の下には、図面資料にあるとおり、金堂と講堂の跡や土段の痕跡などを当時は確認できたそうです。耕作で壊してしまっていて今は見ることはできませんが、そのような図面を出しているようで、程度が具体的にわかる資料は二次調査がなくなってしまったので、出ていません。2つの資料しか参考になるものがない状況なので、寺跡であることは間違いないようですが、具体的なことは掘ってみないとわかりません。今回確認できればいいのですが、どの程度確認できるか、規模や出土品によって、年代決定もはっきりできるかなどに課題があると思います。付近の畑から内黒の土師器が出ていますが、時代確定にはつながらないため、新たにトレンチを入れれば出土するかもしれません。年代や寺の性格がいくらかでもわかればいいのですが、そのためには調査が必要だと思います。今日は藤澤委員がいらっしゃらないので、詳しくは聞けませんが、そういう状況なので、市史編さんの絡みで共同作業となるということです。皆さんから意見はありますか。

笠原委員

疑問ですが、現状変更の内容について、現況の測量と発掘調査併せて出し、期間が12月から1月の期間と言う事で、測量について、現状変更は必要ですか。

議長

昔は地形図測量したり、調査したところを手ばかりで記録したりしましたが、現在はトータルステーションでやるので、地形測量と掘った状況との処理が関連しているので、単なる地形測量だけではないと思います。

事務局

現状変更について、直接の理由は発掘調査です。測量では杭を打ったり基準点を打ったりすることもあります。現状変更が必要かというところというわけではないと思います。

笠原委員

この内容で審議会で意見書を作り、名取市では教育委員会にかけるとのことですか。

事務局

そのようになります。今までそのように取り扱ってききましたが、他の市町村ではどのようにしているか分かりません。

議長

この資料の内容で承認して宜しいでしょうか。

一同

承認。

議長

この他意見はありませんか。

議長

みなさまの御協力のおかげで、スムーズに議事を進行することができました。ありがとうございました。以上で議長の職を解任させていただきます。

事務局

それでは閉会にあたりまして、今野副会長から、ごあいさつをいただきます。

今野副会長

長い時間お疲れ様でした。内容の濃い審議だったと思います。一番長いという理由だけで副会長になりましたが、みなさまの専門的な意見をいただいて、これから名取市の保存活用計画等が充実するようになればと思いますので、よろしくお願いします。これからの活用計画に大きな期待を寄せたいと思います。簡単ではありますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

事務局

以上で、令和5年度第1回名取市文化財保護審議会の一切を終了させていただきます。

15:30 終了

以上、会議の顛末を記録し、正当なることを証するためここに署名する。

会 長 惠美昌之 

署 名 相模 誓雄 

署 名 今野 むつ子 

